ＤＸ審査支払機構・国保統一事例

【　病理診断　】

９０２　尿路上皮癌（疑い含む。）の病名のない場合における血尿、肉眼的血尿、顕微鏡的血尿に対する細胞診の算定について

《令和８年１０月３０日》

○　取扱い

尿路上皮癌（疑い含む。）の病名のない場合における血尿、肉眼的血尿、顕微鏡的血尿に対するＮ004 細胞診（１部位につき）「２」穿刺吸引細胞診、体腔洗浄等によるものの算定は、原則として認められない。

○　取扱いを作成した根拠等

血尿、肉眼的血尿、顕微鏡的血尿における尿細胞診は、尿路上皮癌を診断するものである。

以上のことから、尿路上皮癌（疑い含む。）の病名のない場合における血尿、肉眼的血尿、顕微鏡的血尿に対するＮ004 細胞診（１部位につき）「２」穿刺吸引細胞診、体腔洗浄等によるものの算定は、原則として認められないと判断した。